**高等教育の修学支援新制度に係る授業料減免の継続手続について**

高等教育の修学支援新制度（JASSO給付奨学金と授業料減免がセットになった支援制度）の対象者で、２０２３年度「前期」も、２０２２年度「後期」に引き続き同制度の**「授業料減免」**を希望する場合は、大学等における修学の支援に関する法律の規定に基づき、**「授業料減免のための継続申請書」**の提出が必要です。

**申請対象者**

２０２２年度「後期」に日本学生支援機構（JASSO）給付奨学生であり、２０２３年度「前期」も引き続き在学予定で、高等教育の修学支援新制度における**「授業料減免」**の**「継続」**を希望する方

**申請書類（継続申請書）**

**「大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」（Ａ様式２）〔文部科学省所定書式〕**

**申請手続**

**（１）JASSO給付奨学金の継続手続説明会において、上記「継続申請書」（Ａ様式２）を配付します**

**ので、直筆で記入してください。**

**なお、同申請書を本学ホームページからダウンロードの上、「Ａ４」サイズで印刷し、記入する**

**ことも可能です。**

　　　※すべての項目を申請者本人（学生本人）が直筆で記入してください。

　　　※保護者等による代筆は認められません。

**（２）記入した申請書を、学生センター学生課に提出してください。**

**提出方法①　　学生課に直接提出（クリスタルタワー２階 Student Lounge）**

　　　新型コロナウイルス感染症の基本的な感染予防対策である「マスクの着用」・「手洗い」・「手指

　　　の消毒」を徹底した上で、学生課受付に提出してください。

**提出方法②　　郵送による提出**

　　　自身の「学籍番号」・「氏名」・「連絡先」を明確にして、下記の要領で送付してください。

　　　【送付先】

　　　　〒４００－８５７５　山梨県甲府市酒折２－４－５

　　　　山梨学院大学　学生センター学生課

　　　　※封筒の表面に**「授業料減免の継続申請書在中」**と**朱書**してください。

　　　　※管理上のトラブルを防止するために、**「郵送記録が残る」**または**「追跡確認ができる」**形式

　　　　　で送付してください。

**提出期限**

**２０２３年１月３１日（火）１７：００　≪厳守（必着）≫**

**注意事項**

（１）「継続申請書」の提出がない場合には、JASSO給付奨学生であっても、大学等における修学の

　　　支援に関する法律の規定に基づき、２０２３年度「前期分」の**「授業料減免」**が**「停止」**され

　　　ますので注意してください。

**※２０２３年度「前期分」 ➡　２０２３年４月～２０２３年９月分**

（２）**「継続申請書」の提出は、授業料減免の継続を目的とした手続です。**同時期にご案内している

　　　日本学生支援機構（JASSO）奨学金の**「給付奨学金継続願」**の提出（**入力**）手続とは別の手続

　　　となりますのでご注意ください。**（同手続の詳細は本学ホームページでご確認ください。）**

**「高等教育の修学支援新制度」については、下記ホームページをご参照ください。**

**文部科学省**

**高等教育の修学支援新制度ホームページ**

https://www.mext.go.jp/a\_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

**日本学生支援機構（JASSO）**

**奨学金ホームページ**

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html

**進学資金シミュレーター**

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html